

午前8時58分 開会

【吉澤委員長】 ただいまから環境経済常任委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは傍聴を許可することにいたします。

【吉澤委員長】 暫時休憩いたします。

午前8時59分 休憩

午前9時00分 再開

【吉澤委員長】 再開いたします。

【吉澤委員長】 議長が御出席ですので、この際議長に御挨拶をお願いいたします。

【山田議長】 皆様、おはようございます。本日から常任委員会ということで、本日は環境経済常任委員会、議案は道路議案を含めて14議案となっております。皆様には、どうぞ活発な議論で慎重審議をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【吉澤委員長】 議長はこれにて退席されます。

これより本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議はお手元に配付してあります日程表により進行してまいります。

日程に入ります前に委員長から申し上げます。市側説明者におかれては、挙手の際、委員長に見えるように手を高く挙げていただき、御発言の際にはマイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

今定例会から、速記士を入れた会議録の調製は行わず、音声反訳による全文筆記となるので、発言者が音声から明確に分かるよう、御発言は委員長の指名後に行い、マイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

また、全文筆記となるので、改めて会議規則第115条を遵守し、発言は簡明なものとし、特に質疑が議題外にわたることのないようお願いいたします。

【吉澤委員長】 日程第1、議案第54号、大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【環境共生部長】 議案第54号、大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。今回御提案させていただいております条例改正は、大和市柳橋ふれあいプラザの会議室等及び浴室の使用料の改定等を行うものでございます。

別表第1でございますが、この表は、第24条の規定を受け、会議室等の使用料の額について規定しているものでございます。今回、午前10時から午後5時までの使用料を、第1集会室は750円、第2集会室は350円、調理実習室は250円とし、午後5時から午後9時までの使用料を、第1集会室は900円、第2集会室は500円、会議室は250円、調理実習室は300円に改めるものでございます。

次に、別表第2は、浴室の使用料の額について規定しているものでございます。今回、利用者区分の中学生以上を大人と中高生に改め、大人の使用料を、市内に住所を有する者は200円に、市外に住所を有する者は400円に改めるものでございます。

そのほか、この改正に合わせ、条文の整備を行うものでございます。

最後に、附則につきましては、施行日前においても、使用料の納付、その他必要な準備行為ができるものとし、条例の施行日につきましては令和8年4月1日とするものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

【河内委員】 7月25日に行われた行政経営会議の議案書の中で、対象区域内及び減免内容の見直しを行うこととすると記載がありますが、今回の条例改正で減免内容についてはどのような話し合いが行われたか、教えてください。

【施設課長】 現在の減免制度につきましては、対象地域について環境管理センターからの距離に500メートルから1キロメートルぐらいと結構な幅がありまして、対象になる地域、対象にならない地域がかなり分かれていますので、そういった不公平感を解消したいというところで減免についての見直しも検討してございます。

【河内委員】 それでは、浴室利用についてなのですけれども、現在の減免されている方の利用人数を教えてください。

【施設課長】 浴室使用料のうち、地域を対象とした全額免除は1万5224人で、全体の47.

3%を占めております。集会室等の使用料のうち、地域活動や公共的活動を行う団体に対する50%減免が601件、市や指定管理者による全額減免が2134件となっております。

【堀合委員】 減免のことについて私もお聞きしたいのですけれども、施設の近隣、一定範囲が減免対象になっているということで、その理由については施設そのものが迷惑施設であるということかと思うのですけれども、どのような迷惑がかかっていると市側は考えているのか、お答えください。

【施設課長】 ごみ焼却施設は住宅地から離れた山の中ですとか工業地帯の中に建設するのが一般的であり、本市のように住宅地にあるのはまれなケースでございます。ごみを積んだパッカー車やトラック、ダンプが頻繁に行き来しており、また、無害に処理しているとはいえ、工場から排ガスが出ている状況でございます。

【堀合委員】 一応理解はできました。音による迷惑があるということで、環境的な健康に対する害があるというところまではいかないだろうけれども、多少の健康に対する不安があるというような——不安があったらあかんと思いますので、不安はないと思うのだけれども、心理的に近くにあるとちょっと嫌だなと思われる施設なのだということで、その迷惑料的な意味合いで減免を設けているということで、一応の理解はできました。

【赤嶺委員】 今回の条例改正案を提出するに当たって、周辺自治会に説明はされたのでしょうか。

【施設課長】 ふれあいプラザの使用料金については条例で規定しておりますが、周辺住民を対象とした減免については規則での規定となります。本条例が可決されていない段階での説明はまだしてございません。

【赤嶺委員】 先ほどの質疑にもありましたけれども、施設ができた経緯や周辺自治会や住民との様々な協議を経て減免という形になったと思いますし、環境管理センターの性質を考えると、一定の住民の理解というのも必要になってくると思います。そういった経緯の中でこうした施設が建設されて、減免という規則で定めたサービスを実施していると思いますが、なぜ条例ができてからでない説明ができないのでしょうか。

【施設課長】 条例が可決されていない段階での説明は、否決されることも可能性としてはありません。たればの話になってしまいますので、まだ地域への説明は行っておりません。まずは一律適用される基本の料金改定について議会にお諮りし、可決していただけたら、次に御迷惑をおかけしている地域に対して減免の見直しについて御説明させていただき、御意見を伺った上で規則改正を行う予定としてございます。

【赤嶺委員】 何か順番が違う気がして、先ほどもお話ししましたけれども、経緯を考えると、特に施設の影響を受けるであろう周辺の住民の皆さん、または自治会の皆さんに対しては、条例改正案を

提出したいと思うが、どうかとまず何うことが必要なのではないかと思うのですね。もちろん今御答弁にありましたように、議会で可決されれば成立するという前提でも説明はできると思うのですよ。それは市の考え方や方針でありますので、そこで御理解いただいて、条例改正案を出すというのが丁寧な流れではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【施設課長】 繰り返しになってしまいますけれども、今回、一般的な金額が適用される、広く市民全体に対してのまずは金額の改定について条例改正をさせていただき、それが可決されましたら、地域の方に対する配慮をどうしたらいいのかといったところを規則改定で行う予定としてございましたので、議員のおっしゃることも分かりますので、今後の参考とさせていただければと考えております。

【赤嶺委員】 ぜひ御検討いただきたいと思ひますし、規則改正で対応されるということであれば、条例改正後、予定どおりの規則改正でいいのかということも含めて再検討していただきたいと思ひます。

私は、長らく周辺住民に利用していただいておりますし、愛されている施設の一つであると思ひますので、長く使っていただきたいと思ひますから、一定の利用者負担というのは必要であると思ひます。施設ももう老朽化してありますし、以前も施設の改修、整備に当たっていただいたこともありますので、こうしたことを考えると必要な値上げであるということは理解しておりますけれども、ただ、近隣周辺にお住まいの、いわゆる減免対応の地域にお住まいの皆様に対しては、受益者負担ではなくて、施設に理解いただいている、御協力いただいていることもしっかり踏まえた上で御判断いただきたいと思ひます。これは要望でございます。

【吉澤委員長】 ただいまのは要望として処理いたします。

【大波委員】 迷惑施設という形であるわけですがけれども、そこからは一切の有害物質は出ていない。それはちゃんと正確に分析した大気、そこから出てくるいろいろな排ガス等の分析をした上でそんなに迷惑がかかっていないという形で市は判断しているのですか。

【施設課長】 工場から排出される排ガスですとか排水等につきましては、法令にのっとって無害化処理をして、必要な検査も受けた上で処理しておりますので、環境的に何か有害なものが出ているということはございません。

【大波委員】 例えば1か月に、回数はちょっと分かりませんが、要は定期的いきちんと有害物質は出ていないことを確認されていることを市民にちゃんと公表しているのですね。

【施設課長】 検査の結果は環境管理センターでも閲覧できるようになってございますし、市のホームページでも公表してございます。

【大波委員】 迷惑施設ができるとき、近隣の市民は、市に対して最低これとこれと、これは我々不安があるから、その辺の情報を提示して、開示してくれという要求に対して、市民の方が不安にならないような形での情報提供はしていると。それは、先ほど国で与えられた基準どおりの情報を提示しているという、その辺の話があったのですけれども、住民が不安になっている情報は必要以上に提供しているという形で理解していいわけですね。

【施設課長】 建設当時の地元住民との必要な情報の公開については、申し訳ございません。私は今承知してございません。ただし、国から法令等で定められた情報については、必要なものはきちんと情報提供してございます。

【井上委員】 この条例改正でどれぐらいの収入増を見込まれているのか、教えてください。

【施設課長】 今回の改定により、令和6年度決算額207万円より約300万円の増収を見込んでございます。

【河内委員】 今のに引き続いて、収入総額の207万2000円についての内訳を教えてくださいと思います。浴室が幾ら、集会室が幾らというふうに教えていただければと思います。

【施設課長】 浴室が147万400円、集会室等が60万1900円でございます。

【河内委員】 集会室についてなのですけれども、以前予約システムを通さないと、例えば集会室が空いているのに予約システムを御利用くださいみたいな形で使えないみたいな事由が以前市民からあったものなのですけれども、今もなお現行のルールのまま、同じような形の予約システムプラス、例えば直接来られた方は、空いていたら、そのまま御利用していただいていた方がいいですよというような案内をされているのか、運用を聞きたいと思います。

【施設課長】 窓口で申し出て申請することも可能となっておりますけれども、申請は前日までにしていただくような運用をしてございます。

【河内委員】 そうすると、当日集会室が空いていても、来られた方は使えないということでしょうか。

【環境管理センター所長】 今、施設課長が答弁したとおり、予約に関しては前日までということになっていますが、ちょうどここら辺は今センターのほうでも見直して見直して、当日空いていれば施設の会議室が利用できるような形で今調整を取っている段階です。予約システムのほうも今、全庁的に予約システムの入替えを行っていますので、そこにのっとりた形での運用を考えている次第でございます。

【河内委員】 これは、意見、要望でございます。もちろん値上げも一定程度の理解はしているのですけれども、まだやれること、そういった部分の柔軟な対応というのは必要になってくると思います

ので、ぜひともよろしくをお願いします。

【吉澤委員長】 ただいまのは、意見、要望として処理いたします。

【西田委員】 今後住民説明に市長が自ら赴く、市長は今後市民負担を強いるような場合には自ら矢面に立って説明責任を果たすとおっしゃっていますけれども、もう既にそのような予定はされているのでしょうか。

【施設課長】 現時点で市長が直接説明に伺う予定はありません。

【河内委員】 浴室についてなのですが、市内利用、市外利用の割合を教えてくださいたいのと、男女比率を教えてくださいませんか。

【施設課長】 令和6年度の浴室利用者3万2175人のうち、市外の方の利用は567人となっております。男女比については統計を取ってございませんので分かりません。

【堀合委員】 そもそも料金を設定した根拠であったり、算定式であったりを御説明ください。

【施設課長】 まず、この施設が一般廃棄物処理施設の地元還元施設であることを基本に、焼却処理施設の余熱を利用した県内他市の類似施設の状況、本市の現行料金からの改定率、受益者負担率などの要素を総合的に判断し、今回の改定額の案をお示しさせていただいてございます。結果として、浴室は、大人が100円の値上げ、高校生以下は現行からの据置き、集会室等については現行から25%増を基本として、50円未満を切り捨てた額となっております。

【堀合委員】 受益者負担率について、もう少し具体的に数字も含めてお話ししていただきたいです。お願いします。

【環境管理センター所長】 浴室を含む会議室の利用については、受益者負担率の観点から、本来50%が求められているところです。今後はこの50%を目標値として、現在の受益者負担率は15%と低い水準になりますので、今回この数字を25%まで達成できるよう利用金額を見直しております。

【堀合委員】 よく言っていたいなと思いますけれども、受益者負担率50%を達成するべきかどうかというところが論点になるかとは思いますが、私としては達成して当然だと思っておりますので、今までの安過ぎたと。今回の改定もいきなり大幅な値上げを行うべきではないとは私も思いますので、改定率について異議を申し立てるわけではありませんけれども、まだまだ安いというのが正直なところですので、そのことについては指摘しておきます。

【河内委員】 今のに関連してなのですが、負担割合について、仮に令和8年度の人数が減らなかったとして、本来であれば適正な使用料というのは50%だと思うのですが、減らなければ、その後も50%に向けていくというお考えはあるのでしょうか。

【施設課長】 受益者負担の計算をする上で、1日に必要な経費に対して、1日の収入がどのくらいあるかということで受益者負担割合を計算してございます。今後、経費を削減するか、収入を上げるかしなければ受益者負担率は改善しませんので、今後、利用者数を増やして、受益者負担の割合を改善するという事は可能であると考えてございます。

【河内委員】 先ほどの井上委員の質問にもあったとおり、今回の条例改正では恐らく100万円増ぐらいが見込まれるところなのですけれども、じゃ、仮に50%までしたときのシミュレーションみたいなものは今の段階ではされていらっしゃるのですか。

【施設課長】 50%に必要な金額の算定はしてございません。

【河内委員】 例えばざっくり5万人ぐらいの使用者数がいて、64%ぐらいが浴室の利用料なわけです。その上で15%から25%に上げて100万円増えますとなったときに、今後のビジョンもないうまま、これを25%にするというのが理解できないのです。例えば25%にしたら100万円上がるのであれば、10%上がれば、恐らくざっくり200万円から300万円ぐらいの間で推移すると思うのですけれども、それをシミュレーションしないで、今回のだけ一瞬……。中長期的な目的が見えないような気がするのですけれども、それは毎年見ていくという感じの下での計算ということですか。

【施設課長】 受益者負担率については毎年計算して、適正かどうかということは判断していきま

す。

【河内委員】 分かりました。ありがとうございます。

【赤嶺委員】 確認させてください。柳橋ふれあいプラザの年間運営経費は幾らでしょうか。

【施設課長】 令和7年度当初予算額につきまして1904万8000円で計上してございます。

【赤嶺委員】 今のは予算額ですか。令和6年度決算額ではいかがでしょうか。

【施設課長】 令和6年度決算額は1894万3999円でございます。

【赤嶺委員】 令和6年度の利用料収入は幾らでしょうか。

【施設課長】 令和6年度のふれあいプラザ使用料は207万2000円でございます。

【河内委員】 利用区分についてのボリュームゾーンを教えてくださいなのですが、例えば大人が何割使っている、今まででしたら中学生以上が何割使っている、小学生、幼児といった部分のどこが一番重きを、どれだけの世代の方が使っているかというのを聞きたいです。よろしくお願ひします。

【施設課長】 指定管理者のアンケートですけれども、ふれあいプラザの利用者のうち、60代以上の方が約80%を占めてございます。10代以下の方は1%にとどまっております。

【河内委員】 60代以上が80%ということですね。

ちなみに、恐らく檜風呂と岩風呂で1週間ごとに替えていると思うのですが、先ほども言ったのですが、男女比率を取らないのはなぜかなと思ったのですが、

【施設課長】 指定管理者のほうでそこまでデータを取っているかどうかは確認が取れませんので、今後、男女比の集計を取ることは可能であると考えてございます。

【吉澤委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第2、議案第55号、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【環境共生部長】 議案第55号、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。今回御提案させていただいております条例改正は、一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の額を改定し、並びに事業系一般廃棄物の排出方法について指定収集袋の廃止等を行うものでございます。

第25条第1項の改正は、事業者の届出等に係る規定中のただし書において、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の使用についての規定を削除するものでございます。

次に、別表第1でございますが、この表は、第36条の規定を受け、一般廃棄物処理手数料の額について規定しているものでございます。今回、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、本市の処理施設へ直接搬入するときの手数を10キログラムまでごとに350円とし、事業系一般廃棄物のうち本市が収集するときの手数を10キログラムまでごとに580円に改めるものでございます。

また、事業系一般廃棄物の指定収集袋の使用を廃止することに伴い、表中、事業系一般廃棄物の取扱区分、指定収集袋を使用して排出するときの項及びその手数料額を削除するものでございます。

別表第2は、第38条の規定を受け、産業廃棄物処分費用の額について規定するものでございます。今回、第24条第2項の規定により、取扱区分(1)、市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するときの費用を10キログラムまでごとに350円に改め、(2)、この算定基準によることが著しく実情に合わないとき市長が認めるときを削除するものでございます。

そのほか、この改正に合わせ、条文の整備を行うものでございます。

また、附則第1項におきまして、この大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の施行日を令和8年7月1日とするものでございますが、条文の整備については公布の日とするものでございます。

第3項は、改正後の別表第1の規定中、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、本市の処理施設へ直接搬入するときの手数料について、激変緩和措置として、令和10年3月31日までの間、10キログラムまでごとに350円とあるのを10キログラムまでごとに300円とするものでございます。

第4項は、この条例の施行の際、現に第37条の2の規定により交付されている事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の使用期限については令和9年9月30日までとするものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

【西田委員】 この条例改正によって歳入増をどのくらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

【施設課長】 直接搬入を300円に改定した場合、令和7年度当初予算額に比べて年間1億3674万7000円の増収となる見込みです。仮に350円に改定した場合は、年間2億1723万8000円の増収が見込まれます。

【西田委員】 この流れでいくと家庭系のごみ袋も上げるような流れになっていくのかなと思うのですが、そのあたりの検討状況はいかがでしょうか。

【資源循環推進課長】 現在のところ、家庭系ごみ袋の値上げについてはまだ検討はしておりません。

【西田委員】 当市のように財政難に陥った自治体では、市民負担の増、上げているところもあるのですけれども、そのあたりの先行事例などの研究はされていらっしゃいますか。

【資源循環推進課長】 県内自治体の状況については情報収集に努めるよう行っております。

【西田委員】 仮に上げるとするならば、どのくらいが適正価格かというようなシミュレーションは必要かと思うのですが、そのあたりの御認識はいかがでしょうか。

【資源循環推進課長】 現状では、そこまでシミュレーションという形では積算のほうを行っておりません。

【西田委員】 分かりました。

【堀合委員】 価格設定のための体積要件をなくしていると思うのですけれども、大丈夫ですか。今まで全く適用することがなかったということなののでしょうか。

【施設課長】 本市において産業廃棄物の処理を行うことは想定しにくいものですが、将来何が起きるか分からないため、これまで受皿として条例を規定してございます。しかしながら、実際にこのような事態になったとしても、本市では、重さを計量することは可能ですけれども、容積を測定できる設備は備わっていないため、今回の改正に合わせて削除することといたしました。

【河内委員】 事務系指定収集袋の廃止についてお伺いいたします。現在取扱店が約250ちょっとの事業所になると思うのですが、在庫を現在把握しているか、教えてください。

【資源循環推進課長】 現在、各販売店のほうに在庫の状況については調査を行っているところでございます。その結果を今集計しているところでございます。

【河内委員】 ごみ袋の製造はいつ中止するかも、併せて教えてください。

【資源循環推進課長】 条例が可決した場合という仮定になりますが、販売自体は令和8年6月30

日をもって小売店での販売を中止いたしますので、そこと合わせてという形になります。

【河内委員】 それですと、今までの消費量で最後に使われるのは令和9年9月までですね。それであれば、令和8年の1年前ぐらいまでに製造が中止されたら、その在庫は全部はけるようなイメージと考えていらっしゃいますか。

【資源循環推進課長】 実際はけるかどうかは、すみません、これも事業者さんの排出量によって変わると思うのですが、足りなくなることがないように把握は、状況については製造業者と調整を行っておりますので、足りなくなることはないと考えております。

【河内委員】 例えば一つの事業者で、多分売れるところと売れないところがあると思うのですけれども、仮に期限が迫っていたときに他店舗に振るような仕組み、もしくは一旦役所に戻してみたいな、在庫管理の部分で無駄が出ないような仕組みというのは考えられていらっしゃるのでしょうか。

【資源循環推進課長】 民間同士の店舗、例えば同じ系列の中でのやり取りになりますので、直接行政のほうでそこまで介入する考えはないのですが、今後、小売店さんに向けての説明会等を行ったときに、そういった連携を図っていただくようお願いしたいなとは思っております。

【河内委員】 今回のごみ収集袋、家庭用、事業者用の袋の販売収入というのがあると思うのですけれども、事業系の販売収入のほうを教えてくださいたいのですが。

【資源循環推進課長】 令和6年度の決算額、総額でよろしいですか。1643万5200円になります。

【河内委員】 例えば家庭用だと4億円ちょっとの売上げがあつて、それはどこどこに使われていまして、すみたいない使い道があると思うのですけれども、事業系ごみ袋の収入は、その後、どこに行くのでしょうか。

【資源循環推進課長】 原則として、事業系のごみ袋の製造、保管等に係る歳出のほうに充当されるのがまず第1番になりますので、塵芥処理手数料に充当すると御理解いただければと思います。

【河内委員】 では、事業袋を今回やめることによって、例えば人件費の削減だったり、事務作業の負担というのがどのぐらい減ると見込まれているのでしょうか。

【資源循環推進課長】 職員の人件費はなかなか積算が難しいところがございますが、いわゆるごみ袋の製造、保管、運搬に関する費用が大体130万円。それと、商工会議所にやり取りの手数料、お金を委託費で払っています。それが大体180万円なので、合わせると大体300万円ちょっとの歳出ベースで削減になるという見込みでございます。

【赤嶺委員】 基本的なことなのですが、この条例改正をした場合、廃棄の方法は、事業者の皆さんはどう変わるのですか。

【資源循環推進課長】 現状でも、事業者様が排出する方法といたしまして3つございます。その一つが今のごみ袋で出すという方法でございますが、そのほかでは、収集運搬業者、許可業者と通常申し上げますが、そちらに委託料を支払っての処理の依頼というのが1つ。もう一つが、直接環境管理センターのほうに持ち込んでいただくというのが2つ目になりますので、ごみ袋が廃止になった場合には許可業者に委託していただくか、直接持ち込んでいただくか、この2つになります。

【河内委員】 今の赤嶺委員の質問に関連してなのですが、これが終わるのが令和8年7月ですか。じゃ、例えば飲食店とか、黄色いごみ袋で出されているか、緑のごみ袋で出されているか、分からないのですけれども、仮に——持って行ってくれないということですか。今まで緑のごみ袋に入れていたものを家庭用ごみ袋に入れたら、店舗さんとかのごみは持って行ってくれないという理解でよろしいですか。

【資源循環推進課長】 あくまで黄色の袋は家庭から出るごみの戸別収集となりますので、事業所さんが緑の袋で出さなければいけないものを黄色の袋で出した場合は、分かれば残置する、持っていかないという形になります。当然登録事業者様には、お手紙等、通知等で廃止になった後のごみの出し方について御案内する考えでございます。

【河内委員】 そうすると、実質かなりの負担増になるという理解でよろしいですか。例えば事業者から出るごみが家庭用ごみとして、お金がかかるから、持っていかなければいけないから出したくないという事業者もかなり多く想定されるような気がして、事業者の方も黄色いごみ袋で結構ですよだったらまだちょっと話は分かるのですけれども、そこに関していかがかなと思ひまして、質問になっていないかもしれないのですけれども。

【資源循環推進課長】 今委員から御質問あったとおり、事業者さんによっては支出、負担が増えるというのもあり得ると思います。ただ、本来、法の趣旨から申し上げますと、先ほどの委託業者に頼んで処分してもらい、もしくは直接持ってきてもらうという、そもそも廃棄物の法律に書かれています。事業者は自ら責任を持って処分するというのがございますので、今までのごみ袋というのは、いわゆる行政サービスであったと御理解いただければと思います。

【井上委員】 今回この条例を改正することによって、行政側から支出する資金が減るという感覚でいいのですか。

【資源循環推進課長】 先ほども御質問いただいたように、ごみ袋の製造、保管と商工会議所に払っている手数料約300万円ちょっとが歳出ベースで削減されることとなります。

【井上委員】 分かりました。

【大波委員】 廃止することによって事業者の負担が結構増えてくる、その辺は計算された上で提示

しているということでしょうか。

【資源循環推進課長】 こちらは行政サービスということで、当然市がもうけるわけにはいきません。民間の方は、同じように収集費、回収に伴う運搬費用に利益を乗せておりますので、当然そういった部分で負担が増えるというのは承知しております。ただ、あくまでも緑のごみ袋を使っているのは本当に小規模のものでございまして、事業所から出るごみを何でもかんでも回収しているものではございません。あくまでも、例えば紙くずとか、事業所の社員の方が使っている茶がらとか、そういった本当に細かいごみを収集しているということになります。ですので、大量に出るような場合は、委託業者と契約を結んだほうが逆に安くなるということもございまして、その辺は、それぞれの店舗、事業所の経営者の方がどちらが安いのかというのをうまくてんびんにかけるような形でごみ袋を使うか、委託業者に払うかを考えた上で判断しております。その事業者さん、業種によってどのようなごみを出すかでその辺は変わってきますので、負担が大きい業者、店舗もあるかと思いますが、市としてはそこまでではないのではないかと判断しております。

【大波委員】 負担はそんなにないのではないかと、先ほどの250社ですか。いろいろ調べて、調査して、そういう状態になり得ると判断の上でそちらはやられているということですか。

【資源循環推進課長】 実際のところ、緑のごみ袋の、いわゆる店舗で売れている状況が年々減っているところなので、もうニーズがなくなってきているのではないかとこの考えも一つの理由ではございます。

【河内委員】 関連して、緑のごみ袋の過去3年ぐらいの販売の推移を教えてくださいけれども。

【資源循環推進課長】 まず、令和4年度からでよろしゅうございますか。1組10枚で販売しておりますので、組数で読み上げさせていただきます。令和4年度、10リットル、670組、20リットル、1543組、45リットル、5689組になります。

続いて、令和5年度を申し上げます。10リットル、463組、20リットル、1538組、45リットル、4746組になります。

続きまして、令和6年度になります。10リットル、795組、20リットル、1485組、45リットル、4870組になります。

【河内委員】 お一人の方からパブコメ、連絡が来ているのですけれども、やはりかなり周知が必要な条例改正だと思っています。今回のパブコメに関して、行政としてはどのような感じで受け止められていますか。

【資源循環推進課長】 お一人の方から2つの御意見をいただいております。確かにこのタイミング

というのもございますが、広報やまと、チラシを配布してもなかなか隅々まで届かなかったというのはあるのかな。実を言うと、もっとたくさんの御意見を頂戴するという覚悟はあったのですが、逆に一人の方からしか来ないということで、若干不安というか、心配はしているところでございます。

【堀合委員】 事業者側からの意見聴取については少々課題があると私も思います。飲食業の方が対象として多いと思うのですけれども、市長はかなり飲食業には知り合いが多いのではないかと思うのですけれども、その割に今度の意見聴取についてはもうちょっと頑張っておかないとというような不安がありますよということは指摘しておきます。意見、要望です。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の星野議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、星野議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【星野委員外議員】 1点伺います。今回、回収をやめる、廃止するような条例が提案されているわけですが、本来法的な立てつけではする必要がないこの行政サービスを始めた時期と目的を教えてください。

【資源循環推進課長】 事業系のごみ袋を開始した時期が平成15年11月になります。目的でございますが、その当時、大和市のごみ排出量は、人口増もあって増えている状況でございました。そこで、危機感を覚えた我々のほうで、まず、何とかごみを減らすというのがございました。今では3Rが普及されて当たり前でございますが、当時はそこまで認識されておりましたので、事業者から出るごみについて減量化、分別をしていただきたいといったところで始めたような経緯がございます。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の星野議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、星野議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【星野委員外議員】 つまり平成15年から始めたごみ減量化に向けてこの取組が行われてきたわけですが、じゃ、この時期にこのサービスを止めようということは、つまりごみ減量化という目的が達成されたという認識でよろしいでしょうか。

【資源循環推進課長】 ごみの減量化、究極的にはごみが出ないのが一番でございますが、現状とし

て、その後を追いかける形で黄色の袋、家庭系のごみ袋も開始したところでございます。その結果、大和市は、県内でも1番、2番で1人当たり1日に出るごみの排出量が減ったといった結果がございます。今後の状況を見てというのもあるのですが、私どもとしては、事業者さんはもう資源の減量化、分別に対して、当時と比べて意識が高まって、そこについてはあえて緑の袋で排出していただかなくても、もう御理解、御協力いただいているものといった考えで廃止にしている側面もございません。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 戸別収集の廃止は極めて問題が大きいと考えております。というのも、それによって得られる財政的なメリットが300万円ちょっとであるということも示されていますが、一方で、事業者登録されている方が4143件、うち廃業が1036件ありますから、おおむね3000件超の個人事業者が使っているわけです。御存じのとおり、今は過去一番に事業者が潰れているわけです。そういうタイミングのときになぜこんなことをやるのか、全く理解ができません。

伺いたいのですが、300万円の財政的なメリットに対して、民間事業者が被る財政的な負担、事業者の負担というのはちゃんと試算を出していますか。

【資源循環推進課長】 今、石田委員外議員から御指摘あったように、確かに事業者負担、現状物価高ということで、民間の事業者さんが困っているのは承知しておりますが、ただ、それぞれの事業者全てが同じ状況かといいますと、全てではないと思います。確かに飲食店が特に厳しいというのは分かりますが、個々の事業者がどのぐらい費用がかかっているのかというのは具体的に積算しておりません。ただ、緑の袋がなくなったとしても、収集に至る経費は必要経費で、控除されるものと認識しておりますので、そこまで各事業者細かくは、我々としては把握していないというのはございます。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 試算していないということで、こんな負担増を行うことによって、その負担を

受ける方々がどれだけの負担増になるかということを試算もしないで、この間、放課後児童クラブの利用料金を増したときにも、どれぐらいの負担増になるかということはもちろんと行政は示すではないですか。だから、今回も、事業ごみの収集手数料を増やすというときに、その対象となる事業者がどれぐらいの負担になるかというのはごみ収集事業者の料金帯。多いところと少ないところ、トップとアンダーを調べて、これからこれぐらいからこれぐらいになるということぐらいは議会に出せるはずですよ。その判断基準もなく、議員の皆さんは判断しなければいけないのですか、判断できるのでしょうか。何で調べないのですか。これは非常に重要な判断材料だと思いますけれども、出さないことがいいと思っていますか。

【資源循環推進課長】 こちらで把握している民間の収集業者と店舗との契約の内容でございますが、確認したところ、8キロということで、税抜きで1袋350円で契約しているものが多いと伺っております。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の石田議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、石田議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【石田委員外議員】 1袋350円とやっと具体的な数字が出てきましたけれども、その数字で計算したら、今の利用料金。令和6年度だったら、10リットルだったら795組、20リットルだったら1485組、45リットルだったら4870組となっていますけれども、これから基づいて考えれば幾らになるかは計算がつくと思いますし、それによってどれぐらいの事業者の負担増になるかということも計算がつくと思いますけれども、増えるのですか、減るのですか。

【資源循環推進課長】 大変申し訳ありません。先ほどの45リットルの令和6年度の組数について、まず先に訂正させてください。先ほど4870組と回答いたしましたが、正確には5081組でございます。

今後の状況については、申し訳ございません。事業者、ごみ袋の状況については承知しております。どうなるのかというのは、そこまでシミュレーションはしていないところでございます。

【吉澤委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第3、議案第56号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【環境共生部長】 議案第56号、指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。施設の名称は、大和市柳橋ふれあいプラザでございます。

指定管理者の名称は、シンコースポーツ株式会社でございます。

当議案の提案理由ですが、大和市柳橋ふれあいプラザ条例に規定する施設の新たな指定管理者を指定する必要があるためでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定管理者候補者につきましては、公募により申込みを受け付けました。応募者から必要書類の提出を受け、つきみの1号公園等の指定管理者選定委員会が書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、総合的に評価及び審査を行いました。その結果、候補者に選定されたシンコースポーツ株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

【赤嶺委員】 今回条例提案されている新たな指定管理者は、今現在指定管理を受けている会社ですか。

【施設課長】 現在指定を受けている指定管理者でございます。

【赤嶺委員】 柳橋ふれあいプラザの接客は非常によいという御意見をいただいておりますので、そういう高評価をいただけている会社に新たに指定管理を担っていただけるということは、一人の市民としてありがたく感じています。これは意見です。

【吉澤委員長】 ただいまのは意見として処理いたします。

ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第4、議案第58号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【環境共生部長】 議案第58号、指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の47ページを御覧ください。施設の名称は、つきみ野1号公園、引地台公園、宮久保公園及び引地台温水プール立体駐車場でございます。

指定管理者の名称は、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団でございます。

当議案の提案理由ですが、大和市都市公園条例に規定する公園施設等の新たな指定管理者を指定する必要があるためでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定管理者候補者につきましては、公募によらず、公園施設等の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できるものとして同事業者を指名し、申込みを受け付けました。応募者から必要書類の提出を受け、つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会が書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、総合的に審査及び評価を行いました。その結果、候補者に選定された公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者として指定するものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

【西田委員】 スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者とすることで、どのような創意工夫が生まれるというプレゼンテーションがあつて市のほうは判断されたのでしょうか。

【みどり公園課長】 スポーツ・よか・みどり財団からは、これまで長年施設の維持管理に携わってきた強みを生かしまして、地域の方であつたりとか、ボランティアの方であつたりとか、そういった方との連携をこれまで以上に図っていく。それから、プールを利用しました子供向けから大人向けの水泳教室であつたりとか、あとは、例えば水難事故防止のために洋服を着たまま浮いて待つような訓練であつたりとか、いろいろありますけれども、公共施設ならではの取組という提案がございました。そういった地域との連携を図っているというところについては、財団の強みが生かされているのではないかと評価しております。

【西田委員】 指定管理料はどのくらいになるのですか。

【みどり公園課長】 令和8年度からの指定管理料は2億8580万1000円でございます。

【西田委員】 この間の委員会でも申し上げたのですけれども、今後、インフレ、人件費の高騰等々考えられるのですが、この指定管理料で5年間やっていけるような目算で大丈夫なのですか。

【みどり公園課長】 これまで長年指定管理に携わっていただいております。今回の上限額の算定に

当たりましては、当然そういったノウハウであるとか、日々の業務の内容なんかを聞き取った上で上限額の算定にも参考とさせていただいております。この金額で次の5年間、やっていけるものと捉えております。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の星野議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、星野議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【星野委員外議員】 先ほどの西田委員の質問の中で、これまでやってきたというような答弁があったのですが、そうすると、つまりこれからもそこしか指定しないようにも受け取れるわけです。そういう認識でよろしいでしょうか。

【みどり公園課長】 令和8年度からの5年間に関しましては非公募という形で財団を指定いたしました。その次の指定管理者の選定に当たりましては、公募なのか、非公募なのかとか、そういったことも含めてトータルでまた検討することになると考えております。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の布瀬議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、布瀬議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【布瀬委員外議員】 引地台温水プール立体駐車場は料金が増額すると思うのですが、その増額分を加味した上での指定管理料ということなののでしょうか。

【みどり公園課長】 駐車場の有料化に伴う増収分というのは、今回の上限額の算定には反映されておられません。といいますのも、令和8年度に有料化を実施した際に、一応増収の想定はしておりますけれども、それを指定管理料に反映させるためにはより正確な数字を把握したいというところで、令和8年度中の駐車場の利用実績などを踏まえた上で変更の協定というようなことで対応したいと考えております。

【吉澤委員長】 ただいま委員外議員の布瀬議員から発言を求められておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 それでは、布瀬議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いいたします。な

お、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【布瀬委員外議員】 次に、指定管理料の増額、前回に比べると今回上がっているのですが、それは人件費の高騰とかで上がっているのかというところと、駐車場の利用料金の増収というのは見込んでいないというところなのではございますけれども、取りあえず料金は改定されるので、その増額はどれぐらいを見込んでいるのかも併せて教えてください。

【みどり公園課長】 まず、指定管理料が増加した主な要因と申しますのは、やはり人件費、物価の高騰というのが一番大きなところになります。人件費が高騰することによって、直接雇う者の人件費に加えまして、外部に委託せざるを得ない業務につきましても、人件費の高騰であるとかというのが影響されてきますので、今回の指定管理料の増加につながっております。

駐車場の料金を反映させることですが、令和8年度の利用実績を踏まえた上で、初期投資にかかる費用であるとか、収入の増とか、その辺を踏まえた上で、上限額としては一応減少の方向にはなると考えております。

すみません、追加で御説明させていただきます。駐車場の有料化に伴いまして、引地台公園立体駐車場の料金改定を含めまして、年間で950万円ほど増収と想定しております。

【吉澤委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第5、議案第59号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
直ちに提案理由の説明を求めます。

【環境共生部長】 議案第59号、指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の48ページを御覧ください。施設の名称は、多胡記念公園でございます。

指定管理者の名称は、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団でございます。

当議案の提案理由ですが、大和市都市公園条例に規定する公園施設の新たな指定管理者を指定する必要があるためでございます。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定管理者候補者につきましては、公募により申込みを受け付けました。応募者から必要書類の提出を受け、つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会が書類審査とプレゼンテーションによる面接審査を実施し、総合的に評価及び審査を行いました。その結果、候補者に選定された公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者として指定するものでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時35分 再開

【吉澤委員長】 再開いたします。

【吉澤委員長】 日程第6、議案第62号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書6ページをお開きください。議案第62号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、公所200号として、起点、下鶴間字甲一号108番1から終点、同番まで、幅員6.01メートル、延長52.02メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第7、議案第63号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書8ページをお開きください。議案第63号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、公所202号として、起点、下鶴間字甲一号108番1から終点、同番まで、幅員5.01メートル、延長57.14メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第8、議案第64号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書10ページをお開きください。議案第64号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、中央林間西122号として、起点、中央林間西5丁目3811番1から終点、同番まで、幅員6.05メートル、延長150.00メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第9、議案第65号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書12ページをお開きください。議案第65号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、下鶴間160号として、起点、下鶴間字乙七号2891番1から終点、下鶴間字乙七号2890番4まで、幅員6.02メートルから6.09メートル、延長73.24メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第10、議案第66号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書14ページをお開きください。議案第66号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、南林間216号として、起点、南林間6丁目3595番1から終点、同番まで、幅員4.50メートルから4.51メートル、延長65.02メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第11、議案第67号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書16ページをお開きください。議案第67号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、桜森70号として、起点、桜森2丁目32番6から終点、同番まで、幅員4.50メートル、延長40.17メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第12、議案第68号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書18ページをお開きください。議案第68号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、下和田79号として、起点、下和田字上ノ松19番4から終点、同番まで、幅員4.50メートルから5.00メートル、延長70.25メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

【吉澤委員長】 再開いたします。

【吉澤委員長】 日程第13、議案第69号、市道路線の認定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【まちづくり部長】 道路議案書20ページをお開きください。議案第69号、市道路線の認定につきましては、開発行為による用地の帰属に伴い、路線名、下福田366号として、起点、福田字甲五ノ区1322番1から終点、同番まで、幅員4.50メートルから5.00メートル、延長74.44メートルで認定するものでございます。

位置は次のページのとおりでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【吉澤委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 日程第14、議案第70号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに環境経済常任委員会所管関係の質疑に入ります。

まず、歳出について、補正予算書12、13ページをお開きください。2款総務費1目総務管理費、10目地域活動推進費が審査対象です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 次に、歳入について、補正予算書10、11ページをお開きください。16款国庫支出金と23款市債が審査対象です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 次に、補正予算書7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正のコミュニティセンター施設整備事業と戸籍システム維持管理事務、第4表、地方債補正のコミュニティセンター施設整備事業債が審査対象です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 次に賛成討論。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

【吉澤委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【吉澤委員長】 以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【吉澤委員長】 それでは、そのようにいたします。

これにて委員会を閉会いたします。本日は御苦勞さまでした。

午前10時46分 閉会